建設工事の入札及び契約に関する情報の公表に係る取扱要領

（趣旨）

第１条　県が発注する建設工事（以下「県発注工事」という。）の発注の見通しに関する事項、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項その他の入札及び契約に関する情報の公表については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成１３年政令第３４号。以下「令」という。）、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成１３年３月９日閣議決定。以下「指針」という。）及び「公共工事の発注の見通しに関する事項等の公表」（平成２７年秋田県告示第１５３号。以下「告示」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（公表する事項等）

第２条　公表する事項は、県発注工事に関する情報のうち次に掲げるものとする。

(1) 令第５条第１項に規定する発注の見通しに関する事項

(2) 令第５条第５項に規定する変更後の発注の見通しに関する事項

(3) 令第７条第１項に規定する入札及び契約の過程に関する事項

(4) 令第７条第２項及び第３項に規定する入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項

(5) 指針第２の１(1)イに規定する事項

(6) 指針第２の１(1)ロ（予定価格の積算内訳を除く。）及びハに規定する事項

(7) 指針第２の１(1)ニに規定する事項

(8) 指針第２の１(1)へからワまでに規定する事項

(9) 要綱、要領その他の入札及び契約に関する規定のうち公表する必要があると認められるもの

２　公表の様式は、次のとおりとする。ただし、これらの様式により難い場合は、この限りでない。

(1) 前項第１号及び第２号に規定する事項　様式１－（１）

(2) 前項第４号に規定する事項のうち令第７条第２項（第９号及び第１０号を除く。）に規定するもの並びに前項第６号及び第７号に規定する事項　様式２－（１）

(3) 前項第４号に規定する事項のうち令第７条第２項第９号及び第１０号並びに同条第３項に規定するもの　様式２－（３）

(4) 前項第７号に規定する事項（秋田県低入札価格調査取扱要綱（平成９年８月８日監－１３９７）第３条第２項の規定による資料提出の請求、ヒアリングの実施、関係機関への照会等の方法による調査（以下「詳細調査」という。）を行った場合に限る。）　様式２－（２）

（公表する建設工事）

第３条　公表する建設工事は、前条第１項第１号に規定する事項の公表にあっては公表日の属する年度の翌年度に発注することが見込まれるもの、同項第２号に規定する事項の公表にあっては公表日の属する年度に発注することが見込まれるものとし、予定価格が２５０万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事であって秘密にする必要があるものを除くものとする。

２　前項の規定にかかわらず、第５条第１項に規定する公表の日前に入札公告等（指名競争入札の

場合にあっては指名通知をいい、随意契約の場合にあっては見積書の徴収をいう。以下同じ。）を行う工事は、前条第１項第１号及び第２号に規定する事項を公表しないものとする。緊急を要する災害復旧工事、相当の期間内に用地を確保する見込みがない工事、工区割りをする工事のうちその内容を明らかにすることができないものその他工事の名称、場所、期間、概要、入札及び契約の方法並びに入札公告等を行う時期を明らかにすることができない工事についても同様とする。

３　前条第１項第４号、第６号及び第７号に規定する事項を公表する県発注工事は、公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事であって秘密にする必要があるものを除く全ての工事とする。

（公表の方法）

第４条　第２条第１項第１号及び第２号に規定する事項の公表は、当該事項に係る情報を秋田県電子入札システム（以下「電子入札ホームページ」という。）又は秋田県公式Ｗｅｂサイト美の国あきたネット（以下「県公式ホームページ」という。）に掲載することにより行うものとする。この場合において、入札（随意契約を行う場合にあっては、当該随意契約に係る見積書の聴取の事務）を執行する本庁の課室又は地方機関（以下「入札等執行課所」という。）の長は、建設部長が指定した方法により、秋田県公共事業執行管理システム（以下「執行管理システム」という。）に公表する情報を登録するものとし、建設政策課長は、登録された情報を電子入札ホームページ又は県公式ホームページに掲載するものとする。

２　第２条第１項第３号、第５号、第８号（指針第２の１（１）チに規定するものを除く。）及び第９号に規定する事項の公表は、各号に規定する事項を所管する課長等が、当該事項に係る情報を電子入札ホームページ又は県公式ホームページに掲載することにより行うものとする。

３　第２条第１項第４号に規定する事項のうち令第７条第２項（第９号及び第１０号を除く。）に規定するもの並びに第２条第１項第６号及び第７号に規定する事項の公表は、当該事項に係る情報を電子入札ホームページに掲載することにより行うものとする。この場合において、入札等執行課所の長は、執行管理システムに公表する情報を登録するとともに、登録した情報を電子入札ホームページに掲載するものとする。

４　第２条第１項第４号に規定する事項のうち令第７条第２項第９号及び第１０号並びに同条第３項に規定するもの並びに第２条第１項第７号に規定する事項（詳細調査を行った場合に限る。）の公表は、入札等執行課所の長が、当該事項に係る情報を告示の規定により設置する当該入札等執行課所の閲覧所に備え置いて行うものとする。

５　第２条第１項第８号に規定する事項のうち指針第２の１（１）チに規定するものの公表は、建設政策課長が、当該事項に係る情報を建設政策課に設置する閲覧所に備え置くとともに、電子入札ホームページ又は県公式ホームページに掲載することにより行うものとする。

（公表の時期及び期間）

第５条　第２条第１項第１号及び第２号に規定する事項は、次に掲げる時期で建設部長が指定した日に公表するものとし、公表の期間は、公表する県発注工事の発注時期が属する年度の末日までとする。

(1)　３月

(2)　４月

(3)　７月
(4)　１０月
(5)　１２月
(6)　２月
２　第２条第１項第３号及び第５号に規定する事項は、当該事項を定め、又は作成したときに、遅滞なく、公表するものとし、公表の期間は、当該事項の有効期間の満了の日までとする。
３　第２条第１項第４号、第６号及び第７号に規定する事項は、契約（第２条第１項第４号に規定する事項のうち令第７条第３項に規定するものにあっては、変更契約）を締結したときに、遅滞なく、公表するものとし、公表の期間は、公表した日の翌日から起算して５年間が経過する日までとする。

（閲覧所の運営の特則等）
第６条　告示の規定により設置する閲覧所及び第４条第５項の規定により設置する閲覧所（次項において「告示等設置閲覧所」という。）は、他の法令等の規定により設置される閲覧所と併設して運営することを妨げない。
２　閲覧者は、告示等設置閲覧所の閲覧資料を複写してはならない。
３　告示３から８までの規定は、第４条第５項の規定により設置する閲覧所について準用する。

（他の制度との調整）
第７条　他の法令等の規定により、行政文書の閲覧若しくは縦覧又は行政文書の謄本、抄本その他の写しの交付を求めることができる場合における当該行政文書の閲覧又はその写しの交付については、当該他の法令等の定めるところによる。

附　則（平成２７年４月３日２６建政－２１０４）
１　この要領は、平成２７年４月３日から施行する。
２　建設工事の入札及び契約に関する情報の公表等について（平成１３年４月９日建管－７１建設部長通知）は、廃止する。

附　則（平成２８年３月２５日建政－１７３３）
この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年２月２日建政－１２７０）
この要領は、平成３０年２月２日から施行する。

附　則（平令和元年９月１８日建政－６７１）
１　この要領は、令和元年９月１８日から施行する。
２　この通知による改正後の規定は、令和元年１０月１日以降に入札公告等（指名競争入札の場合にあっては指名通知をいい、随意契約の場合にあっては見積書の徴収をいう。以下同じ。）を行う建設工事から適用し、同日前に入札公告等を行う建設工事については、なお従前の例による。

附　則（令和３年３月２４日建政―１４０７）
この要領は、令和３年４月１日から施行する。

【様式１－(1)】　閲覧用

建　設　工　事　の　発　注　の　見　通　し

公表（入札等執行）課所		公表時期	年度（第　回）	年　月　日

注１　これは、あくまでも、公表時点で工事の場所、概要等の発注の見通しが立っているものについて掲載したものであり、実際に発注する工事がこの掲載と異なったり、ここに掲載されていない工事が発注される場合があります。

２　「公表区分」欄の「新規」は今回新たに発注見通しを公表したものを、「継続」は前回発注見通しを公表した内容に変更がないものを、「変更」は前回発注見通しを公表した内容に変更があるものを表します。

なお、公表時点で既に入札公告（指名競争入札にあっては指名通知、随意契約にあっては見積書の徴取）を行った工事については、掲載しておりません。

３　発注見通しの公表は、原則として３月、４月、７月、１０月、１２月及び２月に行うこととしておりますが、予算措置等の事情からこれを変更する場合があります。

No	入札契約方式	工事の場所（市町村、大字）	工事の名称	工事の種別	工事の概要	工事期間（ヶ月）	公告等予定時期	公表(入札等執行)課所	事業主管課	公表区分

【様式２－(1)】　指名競争入札等

契約公表番号	

建設工事・委託業務に係る入札結果・契約内容等

公表（入札等執行）課所　　公表日

工事・委託場所		工事・委託名称		工事・委託種別		工事・委託概要（当初）		着工時期 完成時期 （当初）		入札契約方式	

整理番号	業者選定経緯																	入札結果等					
	入札参加申込（指名・随契見積徴取）業者				入札参加要件充足状況（指名理由）											入札参加資格の有無	確認・指名通知の有無	入札（見積徴取）年月日					
	商号・名称	主たる営業所所在地（市町村）	許可番号・登録番号	経営事項審査点数														予定価格　円　a					
																		うち消費税　円　b					
																		入札比較価格　円　a-b					
																		請負・委託決定額(落札価格×1.10)円					
																		低入札調査基準価格（消費税抜き）円					
																		失格判断基準 失格判断基準価格（１）					
																		失格判断基準価格（２）・イ					
																		失格判断基準価格（２）・ロ					
																		最低制限価格（消費税抜き）円					
																		入札参加	初入札（随契見積）入札・見積金額（消費税抜き）円	摘要	再入札 入札金額（消費税抜き）円	摘要	低入札価格調査対象者・備考
1																							
2																							
3																							
4																							
5																							
6																							
7																							
8																							
9																							
10																							
11																							
12																							
13																							
14																							
15																							

（注）「入札参加要件充足状況（指名理由）」の各項目は、一般競争入札及び公募型指名競争入札にあっては当該工事の入札参加に必要な要件を、通常の指名競争入札にあっては当該業者を指名した理由をいうものであり、○×は各業者の当該要件又は理由の有無を表しています。

「失格判断基準価格(1)」で低入札調査を終了した場合は、「失格判断基準価格(2)」の記載を省略しています。工事における「失格判断基準価格(2)」は、「失格判断基準価格(2)・イ」欄に記載しています。

【様式２－(1)】　条件付き一般競争入札

契約公表番号	

建設工事・委託業務に係る入札結果・契約内容等

公表（入札等執行）課所　　公表日

工事・委託場所		工事・委託名称		工事・委託種別		工事・委託概要（当初）		着工時期 完成時期（当初）		入札契約方式	

整理番号	入札参加要件等の状況																	入札結果等					
	入札参加資格確認申請者				入札参加要件充足状況												入札参加資格の有無	入札（見積徴取）年月日					
	商号・名称	主たる営業所所在地（市町村）	許可番号・登録番号	経営事項審査点数														予定価格　円　a					
																		うち消費税　円　b					
																		入札比較価格　円　a-b					
																		請負・委託決定額(落札価格×1.10)円					
																		低入札調査基準価格（消費税抜き）円					
																	失格判断基準	失格判断基準価格（１）					
																		失格判断基準価格（２）・イ					
																		失格判断基準価格（２）・ロ					
																		最低制限価格（消費税抜き）円					
																	入札参加	初入札（随契見積）		再入札		低入札価格調査対象者・備考
																		入札・見積金額（消費税抜き）円	摘要	入札金額（消費税抜き）円	摘要		
1																							
2																							
3																							
4																							
5																							
6																							
7																							
8																							
9																							
10																							
11																							
12																							
13																							
14																							
15																							

（注）　条件付き一般競争入札については、開札後に落札候補者のみ入札参加資格の確認を行う事後審査方式を採用しています。
「失格判断基準価格(1)」で低入札調査を終了した場合は、「失格判断基準価格(2)」の記載を省略しています。工事における「失格判断基準価格(2)」は、「失格判断基準価格(2)・イ」欄に記載しています。

【様式２－(1)】　条件付き一般競争入札（総合評価落札方式）

契約公表番号	

建設工事・委託業務に係る業者選定経緯・入札結果・契約内容等

公表(入札等執行)課所　　公表日

工事・委託場所		工事・委託名称		工事・委託種別		工事・委託概要(当初)		総合評価落札方式		着工時期 完成時期 (当初)		入札契約方式	
								配点 (価格以外:価格)					

整理番号	業者選定経緯																入札結果等					
	入札参加申込（指名・随契見積徴取）業者			入札参加要件充足状況（指名理由）										入札参加資格の有無	確認・指名通知の有無	価格以外の評価点① ※詳細別紙	入札(見積徴取)年月日					
	商号・名称	主たる営業所所在地(市町村)	許可番号・登録番号														予定価格　円　a					
																	うち消費税　円　b					
																	入札比較価格　円　a-b					
																	請負・委託決定額(落札価格×1.10)円					
																	低入札調査基準価格(消費税抜き)					
																	失格判断基準 失格判断基準価格（１）					
																	失格判断基準価格（２）・イ					
																	失格判断基準価格（２）・ロ					
																	最低制限価格(消費税抜き)　円	非該当				
																	入札参加	入札金額(消費税抜き)円	価格評価点②	総合評価①＋②	摘要	低入札価格調査対象者・備考
1																						
2																						
3																						
4																						
5																						
6																						
7																						
8																						
9																						
10																						
11																						
12																						

（注）　秋田県での総合評価落札方式の 「技術提案型」、「施工計画型」、「簡易型」をそれぞれ「標準型」、「簡易型施工タイプ」、「簡易型実績確認タイプ」と記載し、「技術評価点」を「価格以外の評価点」と記載しています。（別紙「総合評価項目内訳」も同じ）
○×は、各業者の当該要件の該当の有無を表しています。ただし、簡易型実績確認タイプについては、入札参加要件及び技術資料の審査は落札候補者のみ対象としています。
「失格判断基準価格（１）」で低入札調査を終了した場合は、「失格判断基準価格（２）」の記載を省略しています。工事の「失格判断基準価格（２）」は、「失格判断基準価格（２）・イ」に記載しています。
「価格評価点②」は、入札公告で示した算定式で算出したものです。

【様式２－(1)】　条件付き一般競争入札（総合評価落札方式）別紙

契約公表番号	

建設工事・委託業務に係る業者選定経緯・入札結果・契約内容等（総合評価項目内訳）

公表(入札等執行)課所　　公表日

工事・委託場所		工事・委託名称		工事・委託種別		工事・委託概要（当初）		総合評価落札方式		着工時期完成時期（当初）		入札契約方式	
								配点（価格以外：価格）					

整理番号	入札参加申込業者	評価項目・評価点																												
	商号・名称																													価格以外の評価点①
1																														
2																														
3																														
4																														
5																														
6																														
7																														
8																														
9																														
10																														
11																														
12																														

（注）　評価項目内の点数は基準配点であり、各業者の評価点は、簡易型実績確認タイプについては、落札候補者については審査後の、それ以外の業者については自己評価点を記載しています。また、簡易型施工計画タイプ及び標準型は全て審査後の評価点を記載しています。
価格以外の評価点①の上段は各業者の評価点の合計点であり、下段は実績等評価項目に係る評価点を実配点と基準配点の合計点との比率で補正した後の実獲得点です。

【様式２－(2)】

契約公表番号	

低　入　札　価　格　調　査　結　果　の　概　要		
(1)	調査対象者の名称	
	調査対象者の住所	
	調査結果の概要	
(2)	調査対象者の名称	
	調査対象者の住所	
	調査結果の概要	
(3)	調査対象者の名称	
	調査対象者の住所	
	調査結果の概要	

【様式２－(3)】

契約公表番号	

契　約　内　容　等					
契約区分 項目	当初契約 公表日　年　月　日	契約変更(1) 公表日　年　月　日	契約変更(2) 公表日　年　月　日	契約変更(3) 公表日　年　月　日	契約変更(4) 公表日　年　月　日
契約締結年月日					
契約の相手方の名称					
契約の相手方の住所					
工事・委託の場所					
工事・委託の名称					
工事・委託の種別					
工事・委託の概要					
着工時期					
完成時期					
契約金額　(円)					
うち消費税額					
契約変更(1)の理由					
契約変更(2)の理由					
契約変更(3)の理由					
契約変更(4)の理由					
随意契約の理由					

【様式２の記載上の留意事項】

様式２－(1)関係（記載例参照）

１　「契約公表番号」欄には、所属コード番号、年度番号及び公表番号（連番、５桁）を記載すること（別紙様式２－(2)及び(3)において同じ。）

（記載例）　秋田港湾事務所における平成２０年度の公表する契約５件目の場合

契約公表番号	１０７１２－２０－００００５

２　「工事・委託概要（当初)」欄及び「着工時期完成時期（当初)」欄には、当初の契約における工事・委託の概要及び着工時期・完成時期を記載すること。

３　「入札参加資格確認申請者」欄には、入札参加資格確認申請業者の商号等を、「入札参加申込（指名・随契見積徴取）業者」欄には、条件付き一般競争入札にあっては入札参加申込業者の商号等を、指名競争入札にあっては指名した業者の商号等を、随意契約にあっては見積書を徴取した業者の名称等をそれぞれ記入すること。

なお、経営事項審査の点数を入札参加の要件等としていない場合は、これを記載する必要はないこと。

４　「入札参加要件充足状況」欄には、一般競争入札及び条件付き一般競争入札にあっては入札公告で示した入札参加者に必要な要件を、指名競争入札にあっては当該業者を指名した理由を簡潔に記載するとともに、各業者（条件付き一般競争入札において入札参加資格の確認を行っていない者を除く）毎に当該要件等の該当の有無を○×で表すこと。

５　「入札参加資格の有無」欄には、それぞれの入札参加要件又は指名理由の充足（該当）状況から判断された最終的な入札参加資格の有無を、○×で表すこと（条件付き一般競争入札において入札参加資格の確認を行っていない場合を除く。）

６　「入札参加」欄には、確認・指名通知をした業者について、実際の入札参加の有無○×で表すこと。

７　「低入札調査基準価格（消費税抜き）円」欄には、低入札制度適用工事の場合に記入すること。

８　「失格判断基準」欄には、低入札価格調査基準価格を下回る入札があった場合に記入すること。

なお、「失格判断基準価格(1)」で低入札調査を終了した場合は、「失格判断基準価格(2)」の記載をする必要はないこと。(「失格判断基準価格(2)」は、「失格判断基準価格(2)・イ」欄に記載)

９　総合評価落札方式にあっては、「価格以外の評価点①」欄には、各評価項目の評価点の合計を、「価格評価点②」欄には、入札公告で示した算出式により算出した評価点をそれぞれ記入すること。

なお、簡易型実績確認タイプにおける「価格以外の評価点①」は、開札後に落札候補者となった者以外はその者による自己評価点を記入すること。

10　「摘要」欄には、「落札」、「失格」、「辞退」、「くじ」等をその状況に応じ記入すること。

11　「低入札価格調査対象者・備考」欄には、当該調査の対象となった者について○をすること。失格判断基準価格を下回る以外の理由により、失格となった場合には、その理由を記入すること。

12　随意契約の場合においても、見積書を徴取した業者について、上記に準じて記載すること。ただし、様式２－(3)において随意契約に付した理由が記載されることになるため、「入札参加要件充足状況（指名理由)」欄は記載する必要はないこと。

様式２－(2)関係

秋田県低入札価格調査取扱要綱（平成９年８月８日付け監－１３９７）に基づく低入札価格調査の結果の概要を記載すること。

様式２－(3)関係（記載例参照）

１　当初契約及び変更契約の概要並びに随意契約の理由を記載すること。

２　「変更契約の理由」欄には、契約変更の理由を簡潔に記載すること。ただし、「精算による」等という記載は、変更契約理由の記載としては適当ではないこと。

３　契約変更があった場合は、その都度必要事項を追加記載し、閲覧資料として差し替えること。

【様式１－(1)　】　閲覧用　　（記載例）

建　設　工　事　の　発　注　の　見　通　し

公表（入札等執行）課所	○○事務所

公表時期	○○年度(第○回)	○○年○月○○日

注１　これは、あくまでも、公表時点で工事の場所、概要等の発注の見通しが立っているものについて掲載したものであり、実際に発注する工事がこの掲載と異なったり、ここに掲載されていない工事が発注される場合があります。

２　「公表区分」欄の「新規」は今回新たに発注見通しを公表したものを、「継続」は前回発注見通しを公表した内容に変更がないものを、「変更」は前回発注見通しを公表した内容に変更があるものを表します。

なお、公表時点で既に入札公告（指名競争入札にあっては指名通知、随意契約にあっては見積書の徴取）を行った工事については、掲載しておりません。

３　発注見通しの公表は、原則として３月、４月、７月、１０月、１２月及び２月に行うこととしておりますが、予算措置等の事情からこれを変更する場合があります。

No	入札契約方式	工事の場所（市町村、大字）	工事の名称	工事の種別	工事の概要	工事期間（ヶ月）	公告等予定時期	公表(入札等執行)課所	事業主管課	公表区分
1	条件付き一般競争入札	○○○市○○	○○道路整備工事	舗装	舗装工L=○○m	5	第１四半期○月上旬	○○地域振興局	○○○○課	新規
2	条件付き一般競争入札	○○○町○○	○○推進工事	一般土木	道路改良L=○○m、土工	8	第１四半期○月下旬	○○地域振興局	○○○○課	新規
3	条件付き一般競争入札	○○○市○○	○○河川改修工事	一般土木	掘削築堤○○m、床止工○基	6	第２四半期○月上旬	○○地域振興局	○○○○課	継続

【様式２－(1)】　指名競争入札等　　（記載例）

	00000-26-00000

建設工事・委託業務に係る入札結果・契約内容等

公表（入札等執行）課所 ○○事務所　　公表日　平成26年12月 2日

工事・委託場所	国道○○号 ○○市 ○○	工事・委託名称	道路災害復旧工事 ○○○-○○○	工事・委託種別	舗装	工事・委託概要（当初）	復旧延長○○m ○○○　○○	着工時期 完成時期（当初）	26. 12. 5 27. 3. 19	入札契約方式	指名競争

整理番号	業者選定経緯：入札参加申込（指名・随契見積徴取）業者：商号・名称	主たる営業所所在地（市町村）	許可番号・登録番号	経営事項審査点数	入札参加要件充足状況（指名理由）：舗装工事A級	建設業の許可（舗装工事業）	主たる営業所○○ブロック	主任技術者資格								入札参加資格の有無	確認・指名通知の有無	入札結果等：入札参加	初入札（随契見積）入札・見積金額（消費税抜き）円	摘要	再入札 入札金額（消費税抜き）円	摘要	低入札価格調査対象者・備考
1	株式会社Ａ社	○○市	○○		○	○	○	○								○	○	○	23,500,000	落札			
2	株式会社Ｂ社	○○市	○○		○	○	○	○								○	○	○	23,700,000				
3	株式会社Ｃ社	○○市	○○		○	○	○	○								○	○	○	23,750,000				
4	株式会社Ｄ社	○○市	○○		○	○	○	○								○	○	○	24,100,000				
5	株式会社Ｅ社	○○市	○○		○	○	○	○								○	○	○	24,300,000				
6	株式会社Ｆ社	○○市	○○		○	○	○	○								○	○	○	24,350,000				
7	株式会社Ｇ社	○○市	○○		○	○	○	○								○	○	○	24,600,000				
8	株式会社Ｈ社	○○市	○○		○	○	○	○								○	○	○	24,800,000				
9	株式会社Ｉ社	○○市	○○		○	○	○	○								○	○	○	25,250,000				
10	株式会社Ｊ社	○○市	○○		○	○	○	○								○	○	○	25,300,000				
11	株式会社Ｋ社	○○市	○○		○	○	○	○								○	○	○	25,500,000				
12	株式会社Ｌ社	○○市	○○		○	○	○	○								○	○	○	25,550,000				
13	株式会社Ｍ社	○○市	○○		○	○	○	○								○	○	○	26,200,000				
14	株式会社Ｎ社	○○市	○○		○	○	○	○								○	○	○	27,000,000				
15	株式会社Ｏ社	○○市	○○		○	○	○	○								○	○	×		辞退			

入札結果等	
入札（見積徴取）年月日	平成26年11月28日
予定価格　円　a	29,700,000
うち消費税　円　b	2,200,000
入札比較価格　円　a-b	27,500,000
請負・委託決定額(落札価格×1.10)円	25,380,000
低入札調査基準価格（消費税抜き）円	非該当
失格判断基準：失格判断基準価格（１）	
失格判断基準：失格判断基準価格（２）・イ	
失格判断基準：失格判断基準価格（２）・ロ	
失格判断基準：	
最低制限価格（消費税抜き）円	23,100,000

（注）「入札参加要件充足状況（指名理由）」の各項目は、一般競争入札及び公募型指名競争入札にあっては当該工事の入札参加に必要な要件を、通常の指名競争入札にあっては当該業者を指名した理由をいうものであり、○×は各業者の当該要件又は理由の有無を表しています。

「失格判断基準価格(1)」で低入札調査を終了した場合は、「失格判断基準価格(2)」の記載を省略しています。工事における「失格判断基準価格(2)」は、「失格判断基準価格(2)・イ」欄に記載しています。

【様式２－(1)】　条件付き一般競争入札　　（記載例）

契約公表番号	00000-26-00000

建設工事・委託業務に係る入札結果・契約内容等

公表（入札等執行）課所 ○○事務所　　公表日　平成26年12月 3日

工事・委託場所	国道○○号 ○○市 ○○	工事・委託名称	国道道路改築工事 ○○○-○○○	工事・委託種別	一般土木	工事・委託概要（当初）	施工延長○○m　盛土○○ 側溝○○m　○○工 ○○一式	着工時期	26. 12. 5	入札契約方式	条件付き 一般競争入札
								完成時期（当初）	27. 3. 30		

整理番号	入札参加要件等の状況：入札参加資格確認申請者：商号・名称	主たる営業所所在地（市町村）	許可番号・登録番号	経営事項審査点数	入札参加要件充足状況：一般土木工事Ａ級	建設業の許可（土木工事業）	主たる営業所○○管内	主任技術者資格	技術者専任配置								入札参加資格の有無	入札結果等：入札参加	初入札（随契見積）入札・見積金額（消費税抜き）円	摘要	再入札 入札金額（消費税抜き）円	摘要	低入札価格調査対象者・備考
	入札（見積徴取）年月日																		平成26年12月 1日				
	予定価格　円　a																		48,060,000				
	うち消費税　円　b																		3,560,000				
	入札比較価格　円　a-b																		44,500,000				
	請負・委託決定額（落札価格×1.10）円																		40,500,000				
	低入札調査基準価格（消費税抜き）円																		37,480,000				
	失格判断基準価格（１）																		36,340,350				
	失格判断基準価格（２）・イ																						
	失格判断基準価格（２）・ロ																						
	最低制限価格（消費税抜き）円																		非該当				
1	株式会社Ａ社	○○市	○○																36,300,000	失格			○
2	株式会社Ｂ社	○○市	○○																36,330,000	失格			○
3	株式会社Ｃ社	○○市	○○		○	○	○	○	○								○	○	37,500,000	落札			
4	株式会社Ｄ社	○○市	○○																37,500,000	くじ			
5	株式会社Ｅ社	○○市	○○																37,900,000				
6	株式会社Ｆ社	○○市	○○																38,120,000				
7	株式会社Ｇ社	○○市	○○																38,700,000				
8	株式会社Ｈ社	○○市	○○																39,100,000				
9	株式会社Ｉ社	○○市	○○																39,250,000				
10	株式会社Ｊ社	○○市	○○																39,500,000				
11	株式会社Ｋ社	○○市	○○																39,900,000				
12	株式会社Ｌ社	○○市	○○																40,300,000				
13	株式会社Ｍ社	○○市	○○																40,580,000				
14	株式会社Ｎ社	○○市	○○		○	○	○	○	×								×	○	37,480,000	無効			
15	株式会社Ｏ社	○○市	○○															×		分割			
16	株式会社Ｐ社	○○市	○○															×		辞退			
17	株式会社Ｑ社	○○市	○○															×		放棄			

入札参加資格を記入（「工種及び等級」、「営業所の地域要件」は必須）

低入札調査基準価格を下回る価格の入札があり、低入札価格調査を行った場合に記入（「失格判断基準価格(1)」で失格となり、低入札調査を終了した場合は、「失格判断基準価格(2)」の記入は省略）

最低制限価格又は低入札価格調査を行い、失格判断基準価格を下回った場合に記入

低入札価格調査を行った場合に「○」を記入

落札者となった場合に記入

同価格の入札をした者がおり、くじになった場合で、落札者にならなかった場合に記入

入札参加資格がないことが確認された場合に記入（「入札参加資格の有無」欄は「×」）

分離・分割発注を行った工事で、他の工事の落札候補者等になり、本工事の入札に参加できない場合に記入（「入札参加」欄は「×」）

入札参加資格の確認申請後、辞退届の提出があった場合に記入

入札参加資格の確認申請後、入札書又は辞退届のいずれの提出もなかった場合に記入

（注）　条件付き一般競争入札については、開札後に落札候補者のみ入札参加資格の確認を行う事後審査方式を採用しています。
「失格判断基準価格(1)」で低入札調査を終了した場合は、「失格判断基準価格(2)」の記載を省略しています。工事における「失格判断基準価格(2)」は、「失格判断基準価格(2)・イ」欄に記載しています。

【様式２－(1)】　条件付き一般競争入札（総合評価落札方式）　　（記載例）

契約公表番号	00000-26-00000

建設工事・委託業務に係る業者選定経緯・入札結果・契約内容等

公表(入札等執行)課所　○○事務所　　公表日　平成26年12月 5日

工事・委託場所	○○線 ○○市 ○○	工事・委託名称	地方街路交付金工事 ○○-○○	工事・委託種別	一般土木	工事・委託概要(当初)	施工延長○○m 地盤改良工　○○○ ○○○	総合評価落札方式	簡易型実績確認タイプ	着工時期完成時期(当初)	26.12.8	入札契約方式	条件付き一般競争入札(総合評価落札方式)
								配点(価格以外:価格)	20：80		27. 3.31		

整理番号	業者選定経緯：入札参加申込（指名・随契見積徴取）業者：商号・名称	主たる営業所所在地(市町村)	許可番号・登録番号	入札参加要件充足状況（指名理由）：一般土木工事A級	特定建設業許可（土木工事業）	主たる営業所○○管内	同工種施工実績	監理技術者資格						入札参加資格の有無	確認・指名通知の有無	価格以外の評価点①　※詳細別紙	入札結果等：入札参加	入札金額(消費税抜き)円	価格評価点②	総合評価①＋②	摘要	低入札価格調査対象者・備考
1	株式会社A社	○○市	○○												－	11.6667	○	71,200,000	14.3674	26.0341	失格	○
2	株式会社B社	○○市	○○												－	11.6667	○	72,240,000	13.8965	25.5632	失格	○
3	株式会社C社	○○市	○○	○	○	○	○	○						○	－	12.5000	○	73,750,000	13.2129	25.7129	落札	○
4	株式会社D社	○○市	○○												－	12.5000	○	75,100,000	11.9977	24.4977		
5	株式会社E社	○○市	○○													10.8333	○	74,350,000	12.6769	23.5102		
6	株式会社F社	○○市	○○													10.8333	○	76,700,000	10.5490	21.3823		
7	株式会社G社	○○市	○○													9.1667	○	75,620,000	11.5269	20.6935		
8	株式会社H社	○○市	○○													9.1667	○	77,850,000	9.5076	18.6743		
9	株式会社Ｉ社	○○市	○○													10.0000	○	79,500,000	8.0136	18.0136		
10	株式会社Ｊ社	○○市	○○													7.5000	○	80,210,000	7.3707	14.8707		
11	株式会社K社	○○市	○○													5.0000	○	80,100,000	7.4703	12.4703		
12	株式会社L社	○○市	○○													6.6667	×				辞退	

入札結果等		
入札(見積徴取)年月日		平成26年12月 2日
予定価格	円　a	95,418,000
うち消費税	円　b	7,068,000
入札比較価格	円　a-b	88,350,000
請負・委託決定額(落札価格×1.10)	円	79,650,000
低入札調査基準価格(消費税抜き)		73,766,000
失格判断基準	失格判断基準価格（１）	72,249,210
	失格判断基準価格（２）・イ	53,009,900
	失格判断基準価格（２）・ロ	
最低制限価格(消費税抜き)	円	非該当

低入札調査基準価格を下回る価格の入札があり、低入札価格調査を行った場合に記入（低入札価格調査を経て、落札者となった者がいる場合は、「失格判断基準価格(2)」も記入）

低入札価格調査を行い、失格となった者

低入札価格調査を経ての落札者

入札参加資格の確認申請後、辞退届の提出があった場合に記入（「入札参加」欄は「×」）

（注）　秋田県での総合評価落札方式の 「技術提案型」、「施工計画型」、「簡易型」をそれぞれ「標準型」、「簡易型施工タイプ」、「簡易型実績確認タイプ」と記載し、「技術評価点」を「価格以外の評価点」と記載しています。（別紙「総合評価項目内訳」も同じ）
○×は、各業者の当該要件の該当の有無を表しています。ただし、簡易型実績確認タイプについては、入札参加要件及び技術資料の審査は落札候補者のみ対象としています。
「失格判断基準価格（１）」で低入札調査を終了した場合は、「失格判断基準価格（２）」の記載を省略しています。工事の「失格判断基準価格（２）」は、「失格判断基準価格（２）・イ」に記載しています。
「価格評価点②」は、入札公告で示した算定式で算出したものです。

【様式２－(1)】　条件付き一般競争入札（総合評価落札方式）別紙　　（記載例）

契約公表番号	00000-26-00000

建設工事・委託業務に係る業者選定経緯・入札結果・契約内容等（総合評価項目内訳）

公表(入札等執行)課所　○○事務所　　公表日　平成26年12月 5日

工事・委託場所	○○線 ○○市 ○○	工事・委託名称	地方街路交付金工事 ○○-○○	工事・委託種別	一般土木	工事・委託概要（当初）	施工延長○○m 地盤改良工　○○○ ○○○	総合評価落札方式 配点（価格以外:価格）	簡易型実績確認タイプ 20：80	着工時期 完成時期（当初）	26.12. 8 27. 3.31	入札契約方式	条件付き一般競争入札（総合評価落札方式）

整理番号	入札参加申込業者 商号・名称	評価項目・評価点 企業の同種工事施工実績　2点	企業の工事成績評定点　2点	企業の優良工事表彰　2点	企業の安全推進大会優良表彰　2点	ISOの認証取得　2点	技術者の同種工事施工実績　2点	技術者の工事成績評定点の最高点　2点	技術者の優良工事表彰　2点	技術者の継続教育の取組　2点	技術者数に対する受注工事額の割合　2点	災害時の配備体制・訓練実績　2点	ボランティア活動実績　1点	離職者の新規雇用　1点	価格以外の評価点①
1	株式会社Ａ社	2.0000	2.0000	2.0000	0.0000	1.0000	2.0000	1.0000	2.0000	0.0000	2.0000	0.0000	0.0000	0.0000	14.0000
															11.6667
2	株式会社Ｂ社	2.0000	2.0000	1.0000	1.0000	2.0000	2.0000	2.0000	0.0000	0.0000	0.0000	1.0000	1.0000	0.0000	14.0000
															11.6667
3	株式会社Ｃ社	2.0000	2.0000	2.0000	0.0000	2.0000	2.0000	1.0000	2.0000	0.0000	1.0000	0.0000	0.0000	1.0000	15.0000
															12.5000
4	株式会社Ｄ社	2.0000	2.0000	2.0000	1.0000	2.0000	2.0000	2.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	1.0000	1.0000	15.0000
															12.5000
5	株式会社Ｅ社	2.0000	2.0000	1.0000	0.0000	1.0000	2.0000	1.0000	2.0000	0.0000	2.0000	0.0000	0.0000	0.0000	13.0000
															10.8333
6	株式会社Ｆ社	2.0000	1.0000	0.0000	0.0000	1.0000	2.0000	1.0000	2.0000	1.0000	1.0000	1.0000	0.0000	1.0000	13.0000
															10.8333
7	株式会社Ｇ社	2.0000	1.0000	0.0000	0.0000	0.0000	2.0000	2.0000	2.0000	0.0000	1.0000	1.0000	0.0000	0.0000	11.0000
															9.1667
8	株式会社Ｈ社	2.0000	0.0000	0.0000	0.0000	2.0000	1.0000	2.0000	2.0000	0.0000	0.0000	1.0000	1.0000	0.0000	11.0000
															9.1667
9	株式会社Ｉ社	2.0000	1.0000	0.0000	0.0000	2.0000	2.0000	1.0000	2.0000	0.0000	0.0000	2.0000	0.0000	0.0000	12.0000
															10.0000
10	株式会社Ｊ社	2.0000	1.0000	0.0000	0.0000	1.0000	2.0000	1.0000	0.0000	0.0000	2.0000	0.0000	0.0000	0.0000	9.0000
															7.5000
11	株式会社Ｋ社	2.0000	1.0000	0.0000	0.0000	0.0000	1.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	2.0000	0.0000	0.0000	6.0000
															5.0000
12	株式会社Ｌ社	2.0000	2.0000	0.0000	0.0000	1.0000	2.0000	1.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	8.0000
															6.6667

評価項目内に基準配点を記入

「価格以外の評価点①」の合計欄のみに圧縮後の点数を記入

（注）　評価項目内の点数は基準配点であり、各業者の評価点は、簡易型実績確認タイプについては、落札候補者については審査後の、それ以外の業者については自己評価点を記載しています。また、簡易型施工計画タイプ及び標準型は全て審査後の評価点を記載しています。
価格以外の評価点①の上段は各業者の評価点の合計点であり、下段は実績等評価項目に係る評価点を実配点と基準配点の合計点との比率で補正した後の実獲得点です。

【様式２－(3)】　　（記載例）

契約公表番号	○○○○○－26－○○○○○

契　約　内　容　等					
契約区分 / 項目	当初契約	契約変更(1)	契約変更(2)	契約変更(3)	契約変更(4)
	公表日　平成26年12月3日	公表日　平成27年2月6日	公表日　平成27年2月25日	公表日　平成　年　月　日	公表日　　年　　月　　日
契約締結年月日	平成26年12月3日	平成27年2月6日	平成27年2月25日		
契約の相手方の名称	(株)Ｃ社				
契約の相手方の住所	○○市○○○○○				
工事・委託の場所	国道○○号○○市○○				
工事・委託の名称	国道道路改築工事○○○－○○				
工事・委託の種別	一般土木				
工事・委託の概要	施工延長○○m　盛土○○ 側溝○○m　○○工 ○○一式	施工延長○○m　盛土○○ 側溝○○m　○○工 ○○１式 ○○○○○			
着工時期	平成２６年１２月５日				
完成時期	平成２７年３月３０日		平成２７年５月１５日		
契約金額　　（円）	４０，５００，０００	４３，０３８，０００			
うち消費税額	３，０００，０００	３，１８８，０００			
契約変更(1)の理由	１　工事用車両の通行確保のため、迂回路設置に伴う仮設道路工の計上 ２　施工区域内に埋設されている上下水道の移設費増工				
契約変更(2)の理由	○○により施工困難となり、その調査及び対策工法の検討に不測の日数を要し、工期延長（繰越承認も得ている。）				
契約変更(3)の理由					
契約変更(4)の理由					
随意契約の理由					

（参考１）

秋田県告示第１５３号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「令」という。）第５条第１項及び第５項の規定による発注の見通しに関する事項の公表並びに令第７条第１項から第３項までの規定による入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表を公衆の閲覧に供することにより行うこととしたので、令第５条第３項（令第６条及び第７条第５項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該閲覧に供する方法を次のとおり告示する。

公共工事の発注の見通しに関する事項等の公表（平成13年秋田県告示第228号）は、廃止する。

平成27年４月３日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　閲覧の方法

令第５条第１項及び第５項並びに令第７条第１項及び第２項（第９号及び第10号を除く。）に規定する事項の公衆の閲覧は、インターネットを利用して閲覧に供する方法により行うものとし、令第７条第２項第９号及び第10号並びに同条第３項に規定する事項の公衆の閲覧は、閲覧所を設けて閲覧に供する方法により行うものとする。

２　閲覧所の場所

令第７条第２項第９号及び第10号並びに同条第３項に規定する事項の閲覧に係る閲覧所の場所は、入札（随意契約を締結する場合にあっては、当該随意契約に係る見積書の徴収の事務）を執行する本庁の課室及び地方機関とする。

３　閲覧所の閲覧時間

閲覧所の閲覧時間は、午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までとする。

４　閲覧所の定休日

閲覧所の定休日は、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第１条第１項各号に掲げる日とする。

５　閲覧所の臨時休日等

閲覧所において、閲覧に供する資料の整理その他必要がある場合は、臨時に休日を設け、又は閲覧時間を短縮するものとし、その旨を当該閲覧所に掲示する。

６　閲覧所の閲覧料

閲覧所の閲覧は、無料とする。

７　閲覧所外への持出しの禁止

閲覧所において閲覧する者は、閲覧に供する資料を当該閲覧所の外に持ち出してはならない。

８　閲覧所の閲覧の停止又は禁止

次のいずれかに該当する者については、閲覧所において、その閲覧を停止し、又は禁止することがある。

（１）　この告示に定めた事項に違反し、又は係員の指示に従わない者

（２）　閲覧に供する資料を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者

（３）　他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

（参考２）

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号）

（地方公共団体による情報の公表）

第七条　地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎年度、当該年度の公共工事の発注の見通しに関する事項で政令で定めるものを公表しなければならない。

２　地方公共団体の長は、前項の見通しに関する事項を変更したときは、政令で定めるところにより、変更後の当該事項を公表しなければならない。

第八条　地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一　入札者の商号又は名称及び入札金額、落札者の商号又は名称及び落札金額、入札の参加者の資格を定めた場合における当該資格、指名競争入札における指名した者の商号又は名称その他の政令で定める公共工事の入札及び契約の過程に関する事項

二　契約の相手方の商号又は名称、契約金額その他の政令で定める公共工事の契約の内容に関する事項

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成１３年政令第３４号）

（地方公共団体による発注の見通しに関する事項の公表）

第五条　地方公共団体の長は、毎年度、四月一日（当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあっては、予算の成立の日）以後遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる公共工事（予定価格が二百五十万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって当該地方公共団体の行為を秘密にする必要があるものを除く。）に係る次に掲げるものの見通しに関する事項を公表しなければならない。

一　公共工事の名称、場所、期間、種別及び概要

二　入札及び契約の方法

三　入札を行う時期（随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期）

２　前項の規定による公表は、次のいずれかの方法で行わなければならない。

一　公報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二　公衆の見やすい場所に掲示し、又は公衆の閲覧に供する方法

３　前項第二号の規定による公衆の閲覧は、閲覧所を設け、又はインターネットを利用して閲覧に供する方法によらなければならない。この場合においては、地方公共団体の長は、あらかじめ、当該閲覧に供する方法を告示しなければならない。

４　第二項第二号に掲げる方法で公表した場合においては、当該年度の三月三十一日まで掲示し、又は閲覧に供しなければならない。

５　地方公共団体の長は、少なくとも毎年度一回、十月一日を目途として、第一項の規定により公表した発注の見通しに関する事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を公表しなければならない。

第六条　前条第二項から第四項までの規定は、変更後の発注の見通しに関する事項の公表の方法について準用する。

（地方公共団体による入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表）

第七条　地方公共団体の長は、次に掲げる事項を定め、又は作成したときは、遅滞なく、当該事項を公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

一　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「自治令」という。）第百六十七条の五第一項に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿

二　自治令第百六十七条の十一第二項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿

三　指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準

２　地方公共団体の長は、公共工事（予定価格が二百五十万円を超えないもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって当該地方公共団体の行為を秘密にする必要があるものを除く。）の契約を締結したときは、当該公共工事ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、第一号から第八号までに掲げる事項にあっては、契約の締結前に公表することを妨げない。

一　自治令第百六十七条の五の二の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者により当該入札を行わせた場合における当該資格
二　一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
三　指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由
四　入札者の商号又は名称及び入札金額（随意契約を行った場合を除く。）
五　落札者の商号又は名称及び落札金額（随意契約を行った場合を除く。）
六　自治令第百六十七条の十第一項（自治令第百六十七条の十三において準用する場合を含む。）の規定により最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
七　自治令第百六十七条の十第二項（自治令第百六十七条の十三において準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設け最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称
八　自治令第百六十七条の十の二第一項若しくは第二項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）又は自治令第百六十七条の十三において準用する自治令第百六十七条の十の二第一項若しくは第二項の規定により落札者を決定する指名競争入札（以下「総合評価指名競争入札」という。）を行った場合における次に掲げる事項
　イ　当該総合評価一般競争入札又は当該総合評価指名競争入札を行った理由
　ロ　自治令第百六十七条の十の二第三項（自治令第百六十七条の十三において準用する場合を含む。）に規定する落札者決定基準
　ハ　自治令第百六十七条の十の二第一項（自治令第百六十七条の十三において準用する場合を含む。）の規定により価格その他の条件が当該地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
　ニ　自治令第百六十七条の十の二第二項（自治令第百六十七条の十三において準用する場合を含む。）の規定により落札者となるべき者を落札者とせず他の者のうち価格その他の条件が当該地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
九　次に掲げる契約の内容
　イ　契約の相手方の商号又は名称及び住所
　ロ　公共工事の名称、場所、種別及び概要
　ハ　工事着手の時期及び工事完成の時期
　ニ　契約金額
十　随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由
３　地方公共団体の長は、前項の公共工事について契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の契約に係る同項第九号ロからニまでに掲げる事項及び変更の理由を公表しなければならない。
４　前三項の規定による公表は、公衆の見やすい場所に掲示し、又は公衆の閲覧に供する方法で行わなければならない。
５　第五条第三項の規定は、前項の規定による公衆の閲覧について準用する。
６　第二項又は第三項の規定により公表した事項については、少なくとも、公表した日（第二項第一号から第八号までに掲げる事項のうち契約の締結前に公表した事項については、契約を締結した日）の翌日から起算して一年間が経過する日まで掲示し、又は閲覧に供しなければならない。

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成１３年３月９日閣議決定）

第２　入札及び契約の適正化を図るための措置
　１　主として入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保に関する事項
　　（１）入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報の公表に関すること
　　入札及び契約に関する透明性の確保は、公共工事の入札及び契約に関し不正行為の防止を図るとともに、国民に対してそれが適正に行われていることを明らかにする上で不可欠であることから、入札及び契約に係る情報については、公表することを基本とし、法第２章に定めるもののほか、次に掲げるものに該当するものがある場合（ロに掲げるものにあっては、事後の契約において予定価格を類推させるおそれがないと認められる場合又は各

省各庁の長等の事務若しくは事業に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限る。）においては、それについて公表することとする。この場合、各省各庁の長等において、法第２章に定める情報の公表に準じた方法で行うものとする。なお、公表の時期については、令第４条第２項及び第７条第２項において個別の入札及び契約に関する事項は、契約を締結した後、遅滞なく、公表することを原則としていることを踏まえ、適切に行うこととする。

イ　競争参加者の経営状況及び施工能力に関する評点並びに工事成績その他の各発注者による評点並びにこれらの合計点数並びに当該合計点数に応じた競争参加者の順位並びに各発注者が等級区分を定めた場合における区分の基準

ロ　予定価格及びその積算内訳

ハ　低入札価格調査の基準価格及び最低制限価格を定めた場合における当該価格

ニ　低入札価格調査の要領及び結果の概要

ホ　公募型指名競争入札を行った場合における当該競争に参加しようとした者の商号又は名称並びに当該競争入札で指名されなかった者の商号又は名称及びその者を指名しなかった理由

ヘ　入札及び契約の過程並びに契約の内容について意見の具申等を行う第三者からなる機関に係る任務、委員構成、運営方法その他の当該機関の設置及び運営に関すること並びに当該機関において行った審議に係る議事の概要

ト　入札及び契約に関する苦情の申出の窓口及び申し出られた苦情の処理手続その他の苦情処理の方策に関すること並びに苦情を申し出た者の名称、苦情の内容及びその処理の結果

チ　指名停止（一般競争入札において一定期間入札参加を認めない措置を含む。以下同じ。）を受けた者の商号又は名称並びに指名停止の期間及び理由

リ　工事の監督・検査に関する基準

ヌ　工事の技術検査に関する要領

ル　工事の成績の評定要領

ヲ　談合情報を得た場合等の取扱要領

ワ　施工体制の把握のための要領

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年法律第１８号）

（発注関係事務の運用に関する指針）

第二十二条　国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする。

発注関係事務の運用に関する指針（平成２７年１月３０日）

Ⅱ．発注関係事務の適切な実施について

１．発注関係事務の適切な実施

（３）入札契約段階

（公正性・透明性の確保、不正行為の排除）

（略）

入札及び契約に係る情報については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号）第２章及び同法第１７条第１項による公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成１３年３月９日閣議決定）に基づき、適切に公表することとし、競争参加者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめ入札説明書等により技術提案の評価の方法等を明らかにするとともに、契約締結後、早期に評価の結果を公表する。

（略）